

逗子市墓地等の経営の許可等に係る審査基準

第1 趣旨

この審査基準は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）、逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年逗子市条例第5号。以下「条例」という。）及び逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年逗子市規則第13号。以下「規則」という。）に基づく許可等の審査に当たって、必要な事項を定めるものとする。

第2 経営の主体

- 1 条例第3条ただし書に規定する特別な理由があり、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときとは、個人又は共同の墓地を公共事業等に伴い移転、新設する者であるとき及び既に許可を受けて市内において、火葬場を経営している者であるときをいう。
- 2 条例第3条第1号に規定する地方公共団体とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体とする。

第3 事前協議

- 1 条例第4条第3項に規定する墓地等経営計画協議書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 条例第4条第3項第1号及び第6号に規定する登記事項証明書は、墓地等経営計画協議書提出日前90日以内に交付されたもの
 - (2) 条例第4条第3項第2号に規定する墓地等の設計図は、原則実測値で設計が行われたもので次のとおりとする。なお、墓地等が傾斜地の場合、必要に応じて当該土地の断面図を添付するものであること。

ア 墓地

墳墓を設ける区域、緑地、通路、管理施設、便所、駐車場その他墓地を利用する者に便益を供するための施設、給水設備、排水設備及びごみ集積設備等の配置とその面積を記載したもの並びに駐車場及び墳墓を設ける区域にあつてはその区画数を記載したものと並びに建物の平面図、立面図及び配置図

イ 納骨堂及び火葬場

緑地、駐車場等の配置とその面積を記載したものと及び駐車場にあつてはその区画数を記載したものと並びに建物の平面図、立面図及び配置図

- (3) 条例第4条第3項第3号に規定する墓地等の付近の見取図は、規則第3条第3項に規定する周辺住民等の範囲が示されたもので、墓地等の周囲50m及び110m（火葬場にあつては、300m）の境界線を記入し、かつ、土地及び建物の所有者並びに住民の住所、氏名を明示したもの
- (4) 条例第4条第3項第4号に規定する墓地等を経営しようとする理由を記載した書類は、当該墓地等の面積及び墳墓の区画数等申請規模の必要性を説明したもの

- (5) 条例第4条第3項第5号に規定する公図の写しは、墓地等経営計画協議書提出日前90日以内に交付され、作成者の住所、氏名、作成年月日が明記され、土地所有者の住所及び氏名が記載されている図面
 - (6) 条例第4条第3項第7号に規定する宗教法人の規則は、神奈川県知事又は文部科学大臣の認証印のあるものの写し
 - (7) 条例第4条第3項第8号に規定する収支見込書は、収入（永代使用料、寄付金、管理料、借入金、振替金、墓石販売手数料等すべての収入）と支出（開発工事費、設計費、返済金（返済利子を含む。）、管理費、借地がある場合は地代等すべての支出）の状況が各年度ごとに對比して記載されているもの
 - (8) 条例第4条第3項第8号に規定する資金計画書は、当該墓地経営に係る自己資金並びにすべての収入及び支出が記載されているもの
- 2 規則第2条第2項第6号に規定するその他市長が必要であると認める事項は、墓参等で当該墓地等の周辺道路の混雑が予想される日の交通渋滞対策とする。
 - 3 規則第2条第4項第3号に規定するその他市長が必要であると認める書類は、次のとおりとする。
 - (1) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第25条第1項に規定する財産目録又は収支計算書を作成している宗教法人が同法第6条第1項に規定にする公益事業として墓地等を経営する場合は、墓地等経営計画協議書の提出の日の属する年度から過去3年間の当該財産目録及び収支計算書
 - (2) 墓地等の経営に当たり他の法令の規定による許可等を要するものにあつては、当該法令の規定による許可書の写し等許可を確認できる書類又は申請書の写し等申請状況を確認できる書類

第4 経営計画の周知

- 1 条例第5条第1項第1号に規定する標識の設置時期及び同条第2項に規定する説明会の開催時期は、条例第4条第1項に規定する事前協議の中で、市長が適当と認めた後の時期とする。
- 2 条例第5条第1項第1号に規定する標識を設置したときは、標識を設置した場所が明示された図面並びに標識の設置状況及び記載内容が確認できる写真を、速やかに市長に提出するものであること。
- 3 条例第5条第1項第1号に規定する標識は、計画地が2以上の道路に接するときは、各道路に面する箇所等各々設置するものであること。ただし、これにより難いときは、周辺住民等が見やすい適当な場所に設置するものであること。
- 4 条例第5条第2項及び規則第3条第3項に規定する建物とは、次のとおりとする。
 - (1) 日常的に住居、事務所、店舗等として使用している一戸建て、アパート、マンション、雑居ビル等とし、単に物品等の保管を目的とする倉庫等は該当しない。
 - (2) 一戸建てにあつてはその敷地を当該建物の範囲に含めるが、アパート、マンション、雑居ビル等についてはその敷地は含めない。

- 5 規則第3条第3項に規定する管理責任者とは、学校、病院、福祉施設等にあつては当該施設の長等とする。
- 6 規則第3条第3項に規定する市長が別に定める道路とは、次に掲げる国道等に接続するまでの区間のものをいう。
 - (1) 国道
 - (2) 県道
 - (3) 逗子1丁目362番4から沼間1丁目219番2までの区間の横須賀市が所有する水道路
 - (4) 前3号の道路に接続する幅員6メートル以上の市道
 - (5) 計画区域から第4号の道路に接続するまでの区間においておおむね幅員が6メートル以上である道路
- 7 住環境に影響があると市長が認める者とは、墓地等の整備に伴う工事車両等の通行により影響を受けることが想定される者及び墓地等の経営による交通渋滞等の影響を受けることが想定される者をいう。
- 8 規則第3条第3項に規定する墓地等の区域の境界線は、条例第11条第2号ただし書に規定する当該墓地に近接した場所に設けた管理施設等墓地を利用する者に便益を供するための施設の敷地の境界線は含まないものとする。
- 9 条例第5条第2項に規定する説明会は、次のとおりとする。
 - (1) 条例第3条第2号及び第3号に規定する宗教法人又は公益法人にあつては法人の役員が出席するものとし、説明する事項は次のアからコまでとする。
 - ア 墓地等の経営予定者
 - イ 墓地等の名称及び所在地
 - ウ 墓地等の概要
 - エ 墓地等の維持管理の方法
 - オ 工事着手及び完了予定年月日
 - カ 工事の方法及び安全対策の概要
 - キ 墓参等で墓地等の周辺道路の混雑が予想される日の交通渋滞対策
 - ク その他の公益事業の有無及びある場合はその内容
 - ケ 条例第6条に規定する意見の申出の期限及びその方法
 - コ その他市長が必要であると認める事項
 - (2) 説明会に参加しなかった周辺住民等に対しては、前号に規定する説明事項を別途周知すること。

第5 手続の省略

条例第7条に規定する市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときとは、次の例示のとおりとする。

- (1) 個人又は共同の墓地を公共事業等に伴い移転、新設するとき。
- (2) 既に経営の許可を受けている墓地等の経営の主体のみが変わるとき。

- (3) 墓地内に納骨堂を設置するとき。
- (4) 墳墓の区画数を増減するとき。
- (5) 宗教法人法第3条に規定する境内地（以下「境内地」という。）内の、既に経営の許可を受けている墓地を拡張又は縮小するとき。

第6 経営許可の申請

1 条例第8条第2項に規定する書類は、次のとおりとする。

(1) 条例第8条第2項第1号に規定する議事録の写しは、会議の日時、場所、役員（理事）数、出席した役員（理事）の氏名、申請理由、墓地等の所在地、規模、資金計画、申請に至った経緯、議事結果が記載されているものであって、署名人の署名又は押印（写しの場合は代表役員又は理事長の原本証明）のあるもの。

(2) 条例第8条第2項第2号に規定する書類は、第3の1の規定に準じた書類であること。このうち、条例第4条第3項第8号に規定する資金計画書は次の書類を添付するものであること。

ア 自己資金に係る預金等の残高証明書

イ 寄付金に係る寄付申込書の写し

ウ 融資に係る融資証明書

(3) 条例第8条第2項第3号に規定する承認書で、宗教法人を包括する宗教法人のほかに承認が必要な場合は、当該承認書の写し

2 条例第8条第2項ただし書に規定する省略することができる書類とは、条例第4条第3項に規定する墓地等経営計画協議書に添付した書類のうち、申請時に権利内容の変更等が生じていないもので、市長が認めた書類とする。

3 規則第5条第3項に規定する書類とは、次のとおりとする。

(1) 規則第5条第3項第1号に規定する所有権の移転が行われることを証する書類とは、墓地等の経営の許可を受けようとする者と当該土地所有者との間の、許可申請書提出後おおむね一箇月以内に当該土地を墓地等の経営の許可を受けようとする者に譲渡する旨を記した契約書の写し

(2) 規則第5条第3項第2号に規定する抵当権の登記が抹消されることを証する書類とは、墓地等の経営の許可を受けようとする者と当該土地の抵当権の設定権者との間の、許可申請書提出後おおむね一箇月以内に抵当権を抹消する旨を記した契約書の写し

4 第6の3に規定する契約書の写しを墓地等経営許可申請書に添付された場合にあつては、当該契約内容を履行した事実を確認できる当該土地の登記簿謄本等を確認の上、墓地等の経営を許可するものであること。

5 条例第8条第3項に規定する市長が必要と認めた関係法令の規定による手続は、次のとおりとする。

(1) 他の法令の規定による許可を要する場合にあつては、当該許可を得ているか又は当該許可を得られる見込みが確実な場合であること。

- (2) 逗子市まちづくり条例（平成 14 年逗子市条例第 4 号）の対象となる墓地等にあつては、同条例第 26 条第 1 項の事前協議確認通知書の交付を受けていること。
- (3) 逗子市の良好な都市環境をつくる条例（平成 4 年逗子市条例第 18 号）の対象となる墓地等にあつては、同条例に基づく完了書の交付を受けていること。

第 7 経営の許可

- 1 条例第 9 条第 2 項に規定する必要な範囲内で条件を付することとは、次のとおりとする。
 - (1) 当該墓地計画に係る工事完了後、地目変更及び地積更正を行い、登記すること。
 - (2) 墓地は焼骨を埋蔵すること。

第 8 墓地の構造設備基準

- 1 条例第 11 条第 2 号ただし書に規定する市長が適当と認めるときとは、当該施設を一体の墓地内にやむを得ず確保できない場合であつて、墓地利用者の便益に多大な支障を来さず、かつ、管理が十分行き届く範囲に次の施設を確保できるときとする。なお、当該施設についても条例第 10 条第 1 号に規定する設置場所の基準に適合していること。
 - (1) 墓地利用者がおおむね徒歩 5 分以内で利用できる駐車場
 - (2) 当該墓地に近接する当該墓地を經營しようとする宗教法人の境内地内の管理事務所、便所その他墓地を利用する者に便益を供するための施設
- 2 条例第 11 条第 4 号に規定する緑地について、芝墓地等墳墓を設ける区域の芝地及び条例第 11 条第 2 号ただし書に規定する墓地に近接した場所に設ける管理施設等墓地を利用する者に便益を供するための施設の敷地の緑地面積はその算定の対象としない。
- 3 条例第 11 条ただし書に規定する市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときとは、次の例示のとおりとする。
 - (1) 個人又は共同の墓地を公共事業等に伴い移転、新設するとき。
 - (2) 既に經營の許可を受けている墓地の經營の主体のみが変わるとき。
 - (3) 境内地内の、既に經營の許可を受けている墓地を拡張又は縮小するとき。

第 9 管理者の遵守事項

条例第 14 条第 2 号に規定する墓石等とは墳墓の囲い、樹木等墓地内のあらゆる構造物をいう。

第 10 変更許可等

条例第 15 条及び第 16 条に規定する墓地等の変更許可等の審査に当たっては、この審査基準に準じて審査するものとする。

第 11 申請事項変更届

条例第 17 条に規定する墓地等申請事項変更届の審査に当たっては、この審査基準に準じて審査するものとする。

第 12 都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出

規則第 12 条第 1 号から第 3 号までに規定するその他市長が必要と認める書類とは、当該都市計画事業等の概要を確認できる書類とする。

第 13 工事完了の届出等

- 1 条例第 19 条第 4 項に規定する許可に係る墓地等の使用について、墓地等の工事が長期となり、次の措置が講じられる場合であって市長が適当と認めるときは、墓地等の経営者は墓地等を一定のまとまりのある範囲ごとに分割して使用を開始して支障ないものとする。
 - (1) 条例第 19 条第 1 項に規定する墓地等工事完了届を当該範囲ごとに市長に提出し、条例第 19 条第 3 項に規定する工事完了検査済証の交付を受けるものであること。
 - (2) 許可に係るすべての工事が完了したときは、前号に規定する当該範囲ごとに交付された工事完了検査済証を返却し、あらたに許可に係るすべての工事完了届を市長に提出し、当該工事完了検査済証の交付を受けるものであること。
- 2 規則第 13 条第 3 項第 3 号に規定するその他市長が必要と認める書類は、当該墓地等の経営者と使用者との間の墓地等の使用に係る契約約款とする。

第 14 書類の提出部数

本条例の規定により市長に提出する書類は、正本 1 部、副本 1 部とする。

附 則

この審査基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。